

○総務省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国消費実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

総務大臣 石田 真敏

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令

全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

全国家計構造調査規則

(趣旨)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である全国家計構造統計を作成するための調査(以下「全国家計構造調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 全国家計構造調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(調査月)

第四条 全国家計構造調査は、直前の全国家計構造調査を行った年から五年目に当たる年(以下「実施年」という。)の九月、十月及び十一月の三月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二月間について行う。

(調査の種類)

第五条 全国家計構造調査は、甲調査及び乙調査とする。

(調査の対象)

第六条 全国家計構造調査は、甲調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯(以下「甲調査世帯」という。)、乙調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯(以下「乙調査世帯」という。)の世帯員について行う。

(調査事項等)

第七条 全国家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には甲調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、乙調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

(一)〜八 略

(2) 略

(統計調査員)

第九条 全国家計構造調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

(一)・二 略

(2)〜7 略

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国家計構造調査は、調査員(第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。)又は統計法施行令別表第一備考第六号の規定

全国消費実態調査規則

(趣旨)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である全国消費実態統計を作成するための調査(以下「全国消費実態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 全国消費実態調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(調査月)

第四条 全国消費実態調査は、直前の全国消費実態調査を行った年から五年目に当たる年(以下「実施年」という。)の九月、十月及び十一月の三月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二月間について行う。

(調査の種類)

第五条 全国消費実態調査は、甲調査及び乙調査とする。

(調査の対象)

第六条 全国消費実態調査は、甲調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯(以下「甲調査世帯」という。)、乙調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯(以下「乙調査世帯」という。)の世帯員について行う。

(調査事項等)

第七条 全国消費実態調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には甲調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、乙調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

(一)〜八 同上

(2) 同上

(統計調査員)

第九条 全国消費実態調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

(一)・二 同上

(2)〜7 同上

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国消費実態調査は、調査員(第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。)又は統計法施行令別表第一備考第六号の規定

により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

〔2 略〕

（報告の義務及び方法）

第十五条 全国家計構造調査に当たつては、第七条第一項各号に掲げる事項について、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主、乙調査にあつては乙調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

〔2 3 略〕

により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

〔2 同上〕

（報告の義務及び方法）

第十五条 全国消費実態調査に当たつては、第七条第一項各号に掲げる事項について、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主、乙調査にあつては乙調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

〔2 3 同上〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。